

青森市都市公園等愛護会育成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が設置した都市公園等（街区公園、都市緑地、緑道及び開発緑地をいう。以下「公園」という。）周辺の住民で組織される公園愛護会（以下「愛護会」という）を育成する事業の実施のために必要な事項を定めるものとする。

(公園愛護会)

第2条 愛護会とは、公園について、より美しく親しみのある憩いの場とともに、公園利用者の愛園精神を高め、住民参加による「緑のまちづくり」を推進していくため、地域コミュニティーの活性化並びに自発的かつ自主的に良好な地域社会の形成に向けた活動に取り組む会をいう。

- 2 愛護会は、5人以上の当該公園周辺の住民をもって構成するものとする。
- 3 愛護会には会長を置き、会長が愛護会を代表するものとする。
- 4 愛護会の名称は、当該公園名を用いるものとする。
- 5 愛護会の数は、一公園につき一愛護会とする。

(活動)

第3条 愛護会は前条第1項の趣旨を遂行するため、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 公園内及び外周道路等の清掃、除草等の実践活動
- (2) 遊具その他公園施設の破損、公園樹木における病害虫の発見等（自ら駆除できるものを除く）の通報
- (3) 公園の正しい利用についての啓発活動
- (4) その他愛護会の目的達成のために必要な活動

(設立)

第4条 愛護会を設立しようとする代表者は、次に掲げる書類を添えて市長に願い出て、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 公園愛護会設立承認願い

- (2) 公園愛護会活動予定表
- (3) 公園愛護会会員名簿
- (4) 公園愛護会構成団体名簿

2 市長は、前項の願い出があったときは、当該願い出の内容を審査して適當と認めたときは、その旨を通知するものとする。

(解散等の届け出)

第5条 愛護会を解散したとき、又は会長に変更のあったときは、公園愛護会解散届及び公園愛護会会長変更届により、速やかに市長に届け出なければならない。

(報償金の交付)

第6条 市長は、愛護会に対し、予算の範囲内において報償金を交付する。

2 報償金の交付を受けようとするときは、公園愛護会活動報告書に活動状況のわかる写真を添えて市長に報告しなければならない。

(報償金の額)

第7条 報償金の交付の額は、次の各号に掲げる額の合計額とし、10万円を限度とする。

- (1) 基本額 公園1箇所につき 10,000円
- (2) 面積割額 公園面積1m²あたり 10円

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱について必要な事項は別に定める。

附則

(実施期日)

この要綱は平成17年4月1日から実施する。

(実施期日)

この要綱は平成19年4月4日から実施する。

(実施期日)

この要綱は平成22年4月1日から実施する。